

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分について

下記の者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、和歌山県知事の産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分をしましたので、お知らせします。

記

1 取消処分を受けた者
和歌山県橋本市隅田町中下77番地の6
株式会社ダイケン 代表取締役 大面 光

2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 取り消した許可の年月日及び許可番号
令和2年5月28日、第03002183096号

4 処分の年月日
令和7年6月12日

5 処分の理由
株式会社ダイケン及びその役員（取締役）は、橋本簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2（焼却の禁止）違反の罪により、罰金の刑に処せられ、令和5年10月18日に刑の執行が終了し、その日から5年を経過しておらず、同法第7条第5項第4号ニに該当する。
これにより、株式会社ダイケンは、同法第14条第5項第2号イ及びニに該当することから、同法第14条の3の2第1項第1号及び第2号の規定に基づき、許可を取り消す。

（連絡先）

環境生活部 環境生活局

循環型社会推進課 産業廃棄物班

担 当：秀（ひで）

電 話：073-441-2692（内線 2679）